

第 5717 号	 リーダースクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダースクラブFAXニュース (2017年)平成29年 5月24日 水曜日
----------------	---	---

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 相続税申告相談センター (編集・発行: 税理士 三輪厚二)
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <http://www.souzokuzouyo.com>

☞ 契約上の受取人以外の方が保険金を受取った場合

Q : 亡くなった父が契約していた生命保険金の受取人が私になっていたため、保険金を一旦私が受け取りましたが、弟と話し合って半分ずつ受取ることとしました。税務上問題ありますか？

A : 贈与税が課税されます。

【解説】

生命保険契約に係る生命保険金は、本来の相続財産ではなく、相続税法上のみなし相続財産とされています。

このみなし相続財産である生命保険金は、本来の相続財産のように遺産分割の対象になるものではなく、契約上の受取人がその地位に基づいて受け取るものですので、その受け取る保険金を受取人以外の方が受け取るという場合は、契約上の受取人が、一旦相続により、そのみなし相続財産を取得した後に、その取得した受取人からその受取人以外の者に贈与があったものとして取り扱われます。

したがってお尋ねの場合は、あなたから弟さんに贈与があったものとして、贈与税が課税されることとなります。

